

遊 漁 規 則

志賀高原漁業協同組合

志賀高原漁業協同組合内共第 9 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、志賀高原漁業協同組合が免許を受けた、内共第 9 号第 5 種共同漁業権に係わる漁場のうちこの組合が管理する漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（いわな。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービスによる方法により申請し、その承認を受けなければならない。

2 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を同条第 3 項又は第 4 項の方法により納付しなければならない。

(遊具漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
いわな	竿 釣	1 人一本以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の掲げる期間内で行なければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
竿 釣	4月16日～9月30日まで

(禁止区域)

第 5 条 前項の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
1) 雑魚川の全支流（満水川と外川を除く） 及び雑魚川の合流点より小雑魚川上流全域	周 年
2) 県道奥志賀公園線カヤの平橋より上流の 満水川本支流	

（全長制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
いわな	全長20センチメートル以内

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	承認期間	遊 漁 料
いわな	1日（税込み）	550円
	1年（税込み）	3300円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法より遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1 に相当する額

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所をおいてしなければならない。

- (1) 下高井郡山ノ内町大字平穏 志賀高原漁業協同組合事務所
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、組合が指定し公示した場所

- 4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所（1日券にあっては、承認を受けた者の氏名）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考になるべき事項
- (9) 発行者

2 遊漁承認証の交付は前条第7条3項に規定する場所、組合が指定するオンラインサービスにおいて行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則を遵守させるための必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項

(5) 発行者

(違反者に対する処置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。